

# 自転車安全利用五則を 守りましょう

① 自転車は**車道が原則**、歩道は例外

② 車道は**左側**を通行

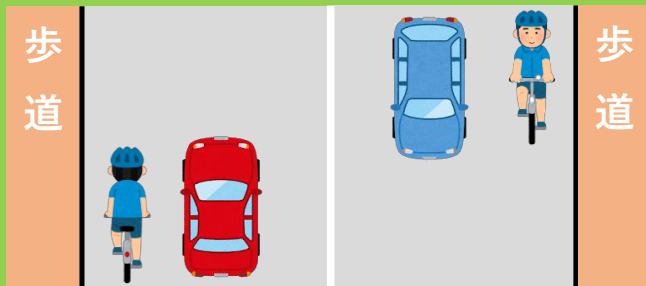
③ 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

⑤ 子どもは**ヘルメット**を着用

(鳥取県では条例で、自転車利用者はヘルメットをかぶるなど、安全対策に努めることとしています。)

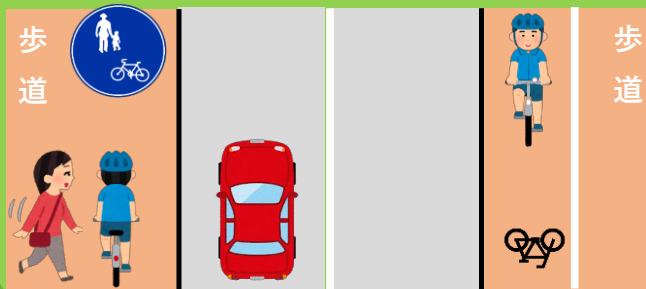
歩道の区分のある道路では**車道**を通行し、**車道の左側**を通行しなければなりません



自転車は路側帯を通行することができます  
(歩行者の通行を妨げる場合や歩行者路側帯は除く)



普通自転車が歩道を通行する場合  
(道路標示により指定された部分、又は歩道の中央から**車道寄り**を通行しましょう)



自転車が歩道を通行できる  
場合と守るべきこと

歩道を通行できる場合

- 道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できるとされているとき
- 運転者が児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障がある身体障がい者であるとき
- 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむをえないとき

守るべきこと

歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければならない

## 自転車の安全ルール

- 傘差し運転の禁止・・・5万円以下の罰金
- 運転中の携帯電話使用等の禁止・・・5万円以下の罰金
- 飲酒運転の禁止・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 二人乗りの禁止・・・2万円以下の罰金又は料料
- 並進の禁止・・・2万円以下の罰金又は料料
- 無灯火運転・・・5万円以下の罰金
- 信号無視・一時不停止・・・3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 歩行者妨害の禁止・・・2万円以下の罰金又は料料